

## (2) 農業負債整理関係資金

### <趣旨>

国は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第105号）が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じ、その償還負担の軽減を図るためのきめ細やかな制度資金として、平成13年(2001年)から「農業負債整理関係資金基本要綱」に基づき実施されている。

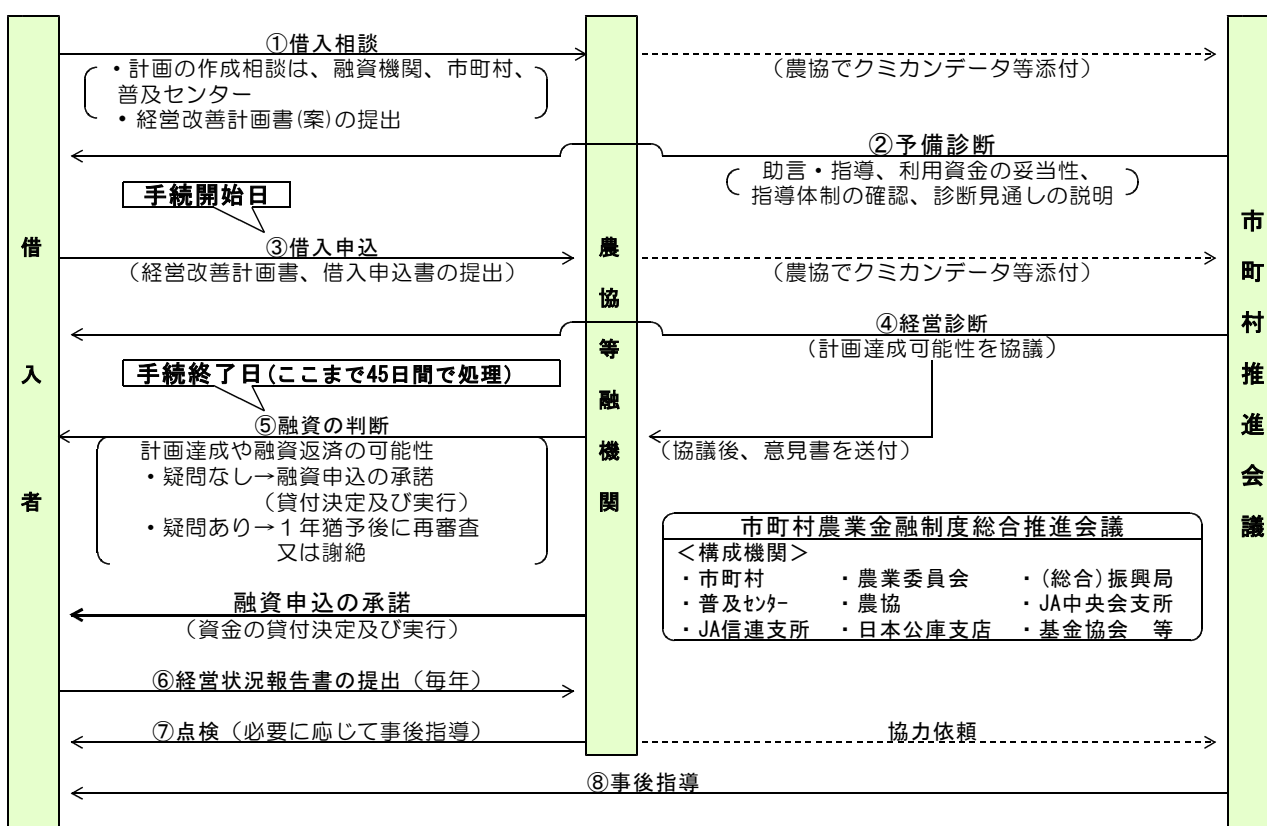
### <対象とする資金>

農業負債整理関係資金は、経営体育成強化資金と農業経営負担軽減支援資金の総称。

資金名	資金用途	貸付限度額	償還期限	融資機関
農業経営負担軽減支援資金	営農負債の借換を行うに必要な資金	営農負債額	10年（特認15年） 据置3年	農協等
経営体育成強化資金			25年 据置3年	日本公庫
①前向き投資資金	農地・機械・施設の取得等に必要な資金	事業費の80%		
②再建整備資金	制度資金以外の負債の整理に必要な資金	個人1,000万円（※） 法人4,000万円		
③償還円滑化資金	既往借入制度資金等に係る負債の円滑な償還に必要な資金	元利償還金 （最大10年分）		

※所定の要件を満たす場合、貸付限度額は最大2,500万円（特認1,750万円、特定2,500万円）

### <手続きの流れ（北海道農業負債整理関係資金取扱要領）>



<参考>

農業経営負担軽減支援資金は、道による利子補給の措置あり（借入者の金利負担軽減）

■ 利子補給の内訳

基準金利	利子補給 (北海道)	実質金利
1.95%	1.25%	0.70%

\* 令和5年7月20日現在

■ しくみ

